

# 10. 役員候補者選出細則

スペリア佐屋管理組合管理規約に基づき「役員候補者選出細則」を次の通り定める。

(候補者)

第1条 候補者は、次のブロックにより選出する。

ブロック	人数
南館・西	7名
南館・東	6名
東館	8名

2、監事の候補者は、次のブロックより選出する。

ブロック	15年	17年	19年	以後、繰り返す
南館・西	○	○		○
南館・東	○		○	○
東館		○	○	

(候補者の選出方法)

第2条 各候補者は、次の方法で選出する。

- 一 立候補により選出する。
- 二 立候補に満たないブロックは抽選により選出する。

(抽選方法)

第3条 抽選の対象組合員は、役員未就任者とする。

- 2、理事会は、役員就任が困難と考えられる組合員は、あらかじめ抽選対象から除外することができる。
- 3、前期の役員就任中に行われた理事会を半数以上欠席（委任含む）した役員も立候補しなかった場合は抽選の対象とする。  
ただし、事前に届出があり止むを得ない事情（入院等）の場合、理事会が認めた時は除外する。
- 4、抽選は公開とする。

(兼任の禁止)

第4条 役員と班長は兼任せず役員の就任を優先する。

(辞退の禁止)

第5条 抽選で役員候補者になった組合員は辞退を認めないが、理事会が止むを得ない理由と判断した場合は、次年度の候補者に変更することができる。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改廃は、総会出席者の過半数で決する。

(発効)

第7条 この細則は、平成15年3月30日より発効する。

平成 16 年(2004)3 月 28 日  
平成 17 年(2005)3 月 26 日

一部変更  
一部変更